



《会計・税務の知識》 相続発生後のスケジュール

はじめに

身内の方がお亡くなりになると相続が発生することになります。直後はお通夜やその他の手続きなどに追われ、相続については四十九日が一段落してからお考えになる方も多いかと思えます。

税法を含め法律上、相続開始後一定の期限内に行わなければならない手続きもありますので、今回はその中でも主なものをご紹介します。

1. 相続放棄又は限定承認(相続開始を知った日から3ヶ月以内)

相続が開始した場合には、お亡くなりになった方(以下、被相続人)の財産・債務を引き継ぐこととなりますが、債務の額の方が多い場合や財産・債務の金額が不明な場合等は、相続放棄(相続人が引き継ぐ遺産の全てを放棄すること)又は限定承認(財産の範囲内で債務を引き継ぐこと)のいずれかを選択することができます。

相続放棄又は限定承認を行う場合には、相続開始を知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述をする必要があります。

3ヶ月経過後は被相続人の財産・債務の一切を引継ぐこと(単純承認といいます)を選択したとみなされ、相続放棄・限定承認はできなくなります。

そのため、早い段階で被相続人の財産・債務状況を調べたうえで財産目録を作成しておくことが望まれます。

2. 所得税・消費税の準確定申告・納付(相続開始を知った日の翌日から4ヶ月以内)

相続が開始した年の1月1日から相続開始時点までの期間の被相続人の所得を申告する必要があります。被相続人の方が不動産事業や個人事業を行っており、消費税の課税義務がある方の場合には同様に消費税も申告・納付をする必要があります。

準確定申告は相続開始後4ヶ月以内に行う必要があります。税額が発生した場合には、同日までに納付も済ませる必要があります。

3. 相続税の申告・納付(相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内)

①遺産分割協議書の作成

遺言書がない場合には、相続財産の分割方法を協

議する必要があります。分割協議が終了していない場合は法定相続割合で相続したものとして申告することになりますが、一部特例が受けられなくなるなどのデメリットもありますので、申告期限内に分割協議が終了していることが望まれます。

②相続税の申告書の提出状況

基礎控除引き下げ後の平成27年中の相続税の申告割合は、国税庁のHPによるとその年の死亡者全体の約8.0%となっています。

申告割合は基礎控除引き下げ前の平成26年の4.4%より3.6%高くなっていますが、それでも相続税の申告が必要な方というのは亡くなった方の中でも一部の方となっています。

相続が発生した場合には、ご自身の相続税の申告が必要かどうか早めに確認することも必要です。

③相続税の納付

相続税は申告期限内に原則金銭で納める必要がありますが、高額な相続税が発生したものの、相続財産の大部分が不動産であるなどの場合には金銭での納付が困難な場合もあります。

その場合には、納付期限を延期することや(延納)、一定の財産による物納も認められています。延納又は物納を選択する場合には、申告期限内に申請を行う必要があります。

4. 遺留分減殺請求

法定相続人(兄弟姉妹を除く)が民法で保証された相続分(=遺留分)に満たない財産しか相続できなかった場合には、これを取り戻すことができます。これを遺留分減殺請求といい、遺留分を侵害されていることを知った日から1年以内に請求を行う必要があります。なお、相続開始から10年を経過した場合も遺留分は消滅します。

おわりに

相続発生後の手続きにはそれぞれ期限があり、期限を過ぎてしまうと余分な税金が発生するなど不利益を被る可能性もあります。

相続が発生した場合には、税理士などの専門家を利用しつつ、なるべく早めに対応することをお勧めします。(担当:長澤)